

公告書

令和 8 年 8 月 31 日
株式会社機殿環境社

三重県産業廃棄物の適正な処理の推移に関する条例(平成 20 年三重県条例第 41 号)(以下「条例」という。)第 23 条第 2 項の規定に基づき、説明会の実施状況の概要を作成しましたので公告します。

1. 弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

氏名および代表者	株式会社機殿環境社 代表取締役 中川 浩伸
所在地	三重県松阪市魚見町 582 番地 3
連絡先	0598-59-1021

2. 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画及び処理施設の種類並びに処理する廃棄物の種類

処理施設の種類	破砕施設																												
処理施設の場所	三重県松阪市魚見町 582 番地 3、583 番地 2																												
処理施設の処理能力 及び処理する産業廃 棄物の種類	1 次破砕機 (既設) <table><tr><td>廃プラスチック類</td><td>7.2t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>金属くず</td><td>7.2t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>ガラスくず等</td><td>7.2t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>木くず</td><td>7.2t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>ゴムくず</td><td>6.4t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>繊維くず</td><td>6.4t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>紙くず</td><td>6.4t/日 (8 時間)</td></tr></table> 2 次破砕機 (新設(交換)) <table><tr><td>廃プラスチック類</td><td>4.64t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>金属くず</td><td>6.56t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>ガラスくず等</td><td>5.84t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>木くず</td><td>4.88t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>ゴムくず</td><td>4.56t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>繊維くず</td><td>5.44t/日 (8 時間)</td></tr><tr><td>紙くず</td><td>4.80t/日 (8 時間)</td></tr></table> ※ 1 次破砕および 2 次破砕を一連の工程で行うため、 2 次破砕機の処理能力を超えて破砕することはありません。	廃プラスチック類	7.2t/日 (8 時間)	金属くず	7.2t/日 (8 時間)	ガラスくず等	7.2t/日 (8 時間)	木くず	7.2t/日 (8 時間)	ゴムくず	6.4t/日 (8 時間)	繊維くず	6.4t/日 (8 時間)	紙くず	6.4t/日 (8 時間)	廃プラスチック類	4.64t/日 (8 時間)	金属くず	6.56t/日 (8 時間)	ガラスくず等	5.84t/日 (8 時間)	木くず	4.88t/日 (8 時間)	ゴムくず	4.56t/日 (8 時間)	繊維くず	5.44t/日 (8 時間)	紙くず	4.80t/日 (8 時間)
廃プラスチック類	7.2t/日 (8 時間)																												
金属くず	7.2t/日 (8 時間)																												
ガラスくず等	7.2t/日 (8 時間)																												
木くず	7.2t/日 (8 時間)																												
ゴムくず	6.4t/日 (8 時間)																												
繊維くず	6.4t/日 (8 時間)																												
紙くず	6.4t/日 (8 時間)																												
廃プラスチック類	4.64t/日 (8 時間)																												
金属くず	6.56t/日 (8 時間)																												
ガラスくず等	5.84t/日 (8 時間)																												
木くず	4.88t/日 (8 時間)																												
ゴムくず	4.56t/日 (8 時間)																												
繊維くず	5.44t/日 (8 時間)																												
紙くず	4.80t/日 (8 時間)																												

処理施設の種類	積替保管施設
処理施設の場所	三重県松阪市魚見町 1287 番地 1
処理施設の処理能力	積替保管施設 60 m ² 積替場所：51 m ² 保管場所：9 m ² （13.2 m ³ ）
処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） ※上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む

3. 事業計画書の写の縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	① 株式会社機殿環境社事務所 ② 機殿地区コミュニティーセンター
縦覧開始予定日	令和8年8月31日
縦覧時間	① 8時00分 ～ 17時00分 ② 8時30分 ～ 17時00分

4. 説明会の開催予定日

日時	令和8年9月15日 午後7時00分～
場所	魚見町公民館

5. 意見の提出期限、提出先

提出期限	令和8年10月14日
提出先	〒515-0128 株式会社機殿環境社 三重県松阪市魚見町 582 番地 3 0598-59-1021
提出方法	持参または郵送（提出期限日必着）による
様式	規定なし※

※意見書には意見者の住所、氏名、本事業との関係性（計画事業所から20m以内の都市所有者、100m以内の住居者の別）、計画事業者、事業所在地、廃棄物の処理施設の種類を明示すること。

5. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面（以下「再意見書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ（ https://hatadono.co.jp ）に掲載します。